

壬生町新庁舎建設基本構想

(案)

平成30年6月

壬生町

目 次 ・・・ ページ

1	はじめに	1
2	検討の経緯	2
3	庁舎等の現状と新庁舎建設の必要性	3
4	新庁舎建設の基本的な考え方	6
5	庁舎の規模等	7
6	建設費用及び財源等	9
7	新庁舎の位置	11
8	事業スケジュール	15
9	おわりに	15
	資料	16
○	壬生町庁舎建設委員会検討経過	
○	壬生町議会庁舎建設特別委員会検討経過	
○	壬生町庁舎建設整備庁内検討委員会検討経過	
○	新庁舎における必要床面積算出表	
○	新庁舎における必要駐車場台数算出表	
○	壬生町庁舎建設委員会からの答申書	

1 はじめに

現在の役場本庁舎は、昭和33年に建築されて以降、おもちゃ団地の操業や獨協医科大学病院の開院、更には、北関東自動車道の開通、直近では、みぶ羽生田産業団地への株式会社ファナックの進出等、町発展の拠点として、これまで大きな役割を果たしてきました。

そのような中、庁舎そのものは順次の増築や改築により対応してきたところですが、最も古い部分では築60年が経過し老朽化が顕著であるとともに、耐震診断の結果は、震度6強程度の地震に対して「倒壊又は崩壊する可能性が高い」という非常に厳しいものでした。震災やその他災害発生時に、低い耐震性による倒壊の高い危険性や、備蓄庫及び会議室不足に伴う災害対策の指揮拠点としての役割不足が生じており、こちらも改善が困難な状況にあります。

更に、増築を重ねてきた庁舎は、執務室・書庫・倉庫不足により執務室内に増加を続ける書類等により、狭隘化が進んでおります。

また、このような建物の状態から、エレベーターの設置などバリアフリー化に十分に対応することが困難であるなど、効率的な行政サービスの提供にも影響が出ている状況となっています。

以上の多くの問題を解決し、今後100年の本町発展の拠点となる施設にふさわしい、子育てや福祉をはじめとする町民サービス提供に優れ、災害に強く、利用される方全ての安全を確保し、町民の皆様に安心してご利用いただける庁舎の建設を早急に取り組まなければなりません。

この基本構想は、現庁舎の抱える様々な問題点を認識したうえで、新庁舎に求められる機能や規模等を検討し、今後の新庁舎建設事業における基礎となるものです。

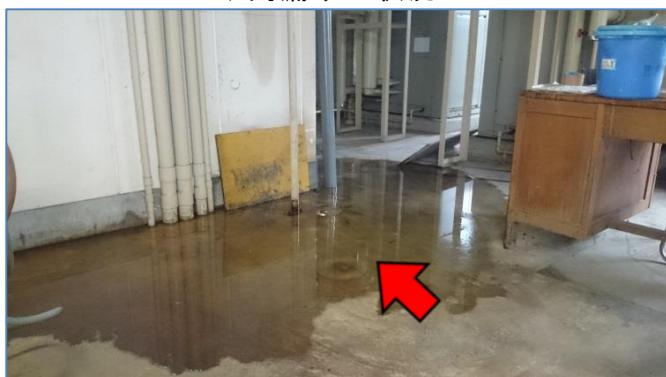
↓ 本庁舎正面



↓ ひび割れの状況



↓ 雨漏りの状況



2 検討の経緯

(1) 庁内検討組織における検討

新庁舎建設は、多額の財源が必要になるだけでなく、将来に渡る住民サービスの向上や住民の利便性の向上を図ることが求められることから、多方面から慎重な検討が必要になります。全庁的な体制で検討するため、庁内に庁舎建設整備庁内検討委員会を組織し、新庁舎建設について検討を進めてきました。

(2) 壬生町庁舎建設委員会における検討

庁舎建設委員会は、新庁舎建設の根幹となる基本構想の策定、新庁舎の建設位置、新庁舎の規模（機能）について協議を行うため、平成29年11月に設置された組織であり、学識経験者や各種団体等の代表者、公募により選出された町民により構成されています。

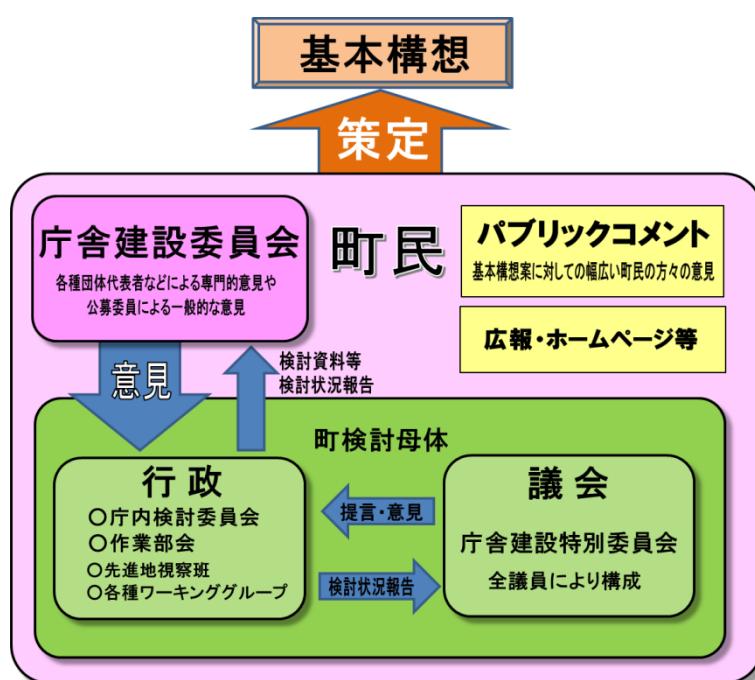
委員会では、8回にわたる会議を開催し慎重に協議を重ねてきた結果、新庁舎に求められる機能や新庁舎の位置などに関して盛り込んだ基本構想の内容について委員会としての考えを取りまとめて町へ答申を行いました。

(3) 壬生町議会庁舎建設特別委員会における検討

議会庁舎建設特別委員会は、庁舎建設委員会及び庁内検討組織において検討が進められた内容について審議を行うため、平成29年9月に設置された組織であり、全議員により構成されています。

議会庁舎建設特別委員会では、6回にわたる慎重な審議を重ねてきた結果、町から示された基本構想の素案に対して議会としての意見を取りまとめ、町へ提言書を提出しました。

【図－1】新庁舎建設基本構想策定の検討体制



3 厅舎等の現状と新庁舎建設の必要性

現在の本庁舎は、敷地面積8,408m²、延べ床面積4,441m²で、老朽化・耐震強度不足・狭隘化等多様な問題を抱えています。

更に職員駐車場として3か所4,873m²(191台分)を、借地も含めて使用しておりますので実質的な面積は13,281m²となります。

【図-2】役場本庁舎及び職員駐車場位置図



(1) 老朽化と維持費の問題

本庁舎が耐用年数50年を10年超過している状況にあることから、冷暖房・給排水等設備の性能維持、雨漏り対策、電源修繕及び照明の照度確保等に限界があるため、経済効率性に欠け、維持修繕費の縮減が見込めないという問題を抱えています。(参考「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号))

【表-1】現本庁舎の建築年月日、床面積、構造

種別	建築年月日	床面積	構造
庁舎（経済部・正庁）	S33.1.1	699.71 m ²	R C造
庁舎（第3会議室）	S33.1.1	27.00 m ²	R C造
庁舎（民生部・総務課）	S44.11.1	673.13 m ²	R C造
庁舎（税務課・総合政策課・3F）	S54.6.1	1,393.80 m ²	S造
庁舎（都市計画課付近廊下）	S62.2.1	29.16 m ²	S造
庁舎（建設部・教育委員会）	S62.2.1	259.20 m ²	S造
サーバー室	H11.3.25	9.11 m ²	S造
本庁舎 小計		3,091.11 m ²	
ひばり館	H24.3.23	299.88 m ²	S造
えのき館	S44.11.1	102.00 m ²	S造
別館 小計		401.88 m ²	
その他倉庫類 小計		948.06 m ²	
合 計		4,441.05 m ²	

(2)住民サービスの問題、施設の狭あい化の問題

現本庁舎は増築・改築を重ねた結果、複雑な構造となっており、課・局が分かりにくいため来庁されたお客様が迷われ、目的の部署を見つけられない事態も常態的に発生しています。また、移動距離が長いことに加えてエレベーターの設置も困難な状況から、バリアフリー対策も十分に進められず、来庁者へのハード面での良好なサービス提供が困難な状況です。

さらに施設の狭あい化も深刻で、組織の新設・統廃合等に対して柔軟な対応が困難であるとともに、会議室を執務室に変更するなどとした結果、会議室不足による各種住民団体の活動の妨げも生じている状況です。

(3)耐震性の問題

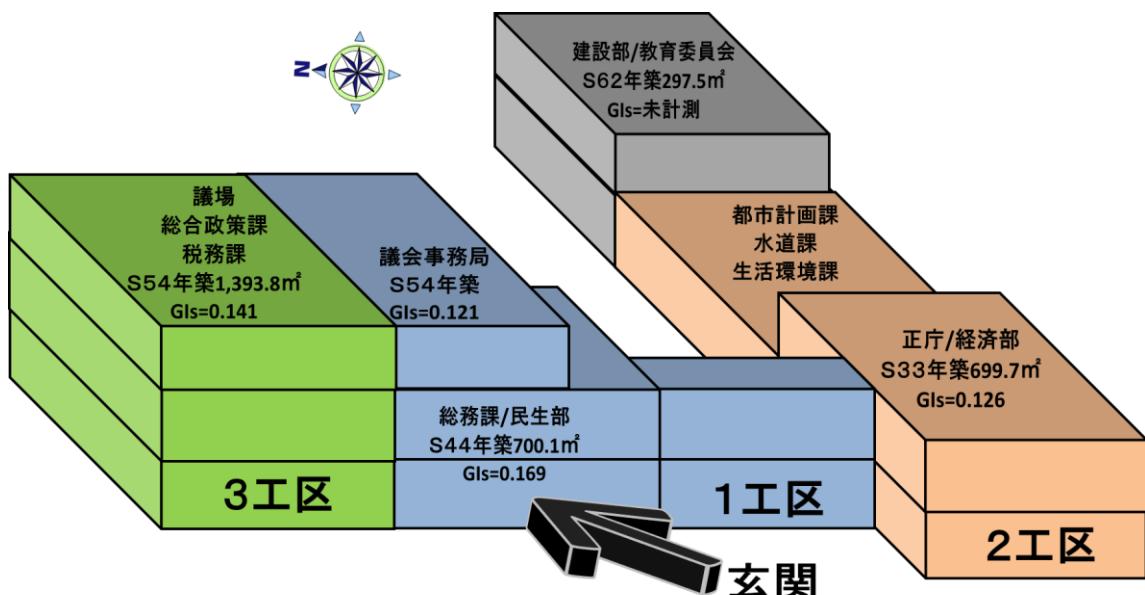
平成27年度に実施した耐震診断の結果、震度6強程度の地震に対して「倒壊又は崩壊する可能性が高い」という値になりました。

庁舎は災害時の拠点となるとともに、来庁者や職員の生命、また住民情報データなどを災害から守る必要があることから、現本庁舎を引き続き利用する場合には耐震改修を実施する必要があります。

【表－2】本庁舎工区ごとの耐震診断結果(GIs 値)

工区	3工区		1工区		2工区	
	議場 総合政策課 税務課		議会事務局 総務課 住民課		正庁 農政課	
階	南北方向	東西方向	南北方向	東西方向	南北方向	東西方向
3 F	0.141	0.189	0.121	0.201		
2 F	0.141	0.177	0.169	0.228	0.262	0.208
1 F	0.141	0.172	0.169	0.418	0.225	0.126

震度6強程度の地震に対して 倒壊又は崩壊する危険性が	
GIs \geq 1.0	低い
0.5 \leq GIs<1.0	ある
GIs<0.5	高い



(4) 改修・増改築か建て替えか

(3)のとおり現本庁舎を引き続き利用するには耐震改修が必要となります。耐震強度を確保するため補強工事を実施する場合、補強工事と補強不可能な3階部分の減築で約7億円の工事費が試算されており、加えて工事施工時の仮設庁舎リース費、減築した部分と不足している執務室・書庫・倉庫の増築による事業費の増加を考慮しますと、新築する場合と事業費の差があまり生じない状況になると推測されます。

【表－3】現本庁舎の耐震補強・増築に要する事業費(概算)

種 別	金 額	内 容
補強工事	703,000,000 円	短期間の3F仮設事務室込み
引越費用	100,000,000 円	2回分
増築工	900,000,000 円	減築部分・不足執務室・不足会議室 合計1,500m ² 程度
仮設事務所	694,000,000 円	議会事務局以外の部分
合計	2,397,000,000 円	

さらに耐震改修を実施したとしても、災害拠点という面では不十分であり、主要構造部を新品にする工事ではないことから、コンクリート等の主要構造部の劣化は進み、耐用年数の増加が見込めないため十数年後には再び新築又は改築の検討を行う必要性が生じます。つまり、多大な経費を投入しても、問題を先送りするという事態となってしまいます。

このような状況を踏まえ、庁舎建設委員会では将来的な本庁舎のありかたも考慮したうえで、「建て替え」の手法が妥当との意見にまとまりました。

以上のように、老朽化に起因する様々な問題と狭あい化進行の問題を解決することと、更に耐震強度が低い事による安全性確保の問題解決については、東日本大震災、熊本大震災等により被災された多くの庁舎を目の当たりにすると、抜本的で速やかな対応が必要な状況であることから、本庁舎については「建て替え」を行うことしました。

4 新庁舎建設の基本的な考え方

本庁舎は、住民サービスの拠点、住民との協働事業の拠点、防災や災害発生時の対策拠点等として重要な施設であり、今後50年、100年を見据え、本町のまちづくりの拠点となるシンボル的な庁舎が望まれることから、事業実施するにあたり壬生町第6次総合振興計画・壬生町公共施設等総合管理計画等を踏まえ、基本的な考え方を以下のように設定しました。

(1) 町民に親しまれ、利用しやすい庁舎

新庁舎は、申請・発行手続きの通常業務はもちろんのこと、住民協働のまちづくりの中心施設として、ユニバーサルデザインを優先した職員を含む全ての利用者が使いやすい庁舎とします。

(2) 災害に強く、防災の拠点となる庁舎

新庁舎は、大規模災害の発生時に災害対策本部として救助や復旧等に向けた指揮、情報の収集・伝達等災害復旧活動の中心拠点となります。そのため、業務継続計画に位置付けを行うとともに、免震構造などの高機能地震対策、高い防火性能を備え、防災・災害復旧拠点施設として、町民に安心感を提供できる庁舎とします。

(3) 町民の活動・官民協働の拠点となる庁舎

町民活動時に気軽に利用できる会議室や、活動報告を展示できるような場所を配置し、自治会・防災会・各種団体などの活動支援に寄与でき、住民と町の協働が活発になる庁舎とします。

(4) 多様化し変化する行政ニーズに柔軟に対応できる庁舎

住民サービスの向上や部局の新設統廃合にも柔軟に対応できるオープンフロアを採用し、個人情報の保護や入退室等セキュリティを強化するとともに、ICT化等への対応も重視した庁舎とします。

(5) まちづくりの拠点となる庁舎

町民生活を支える各種行政情報の発信や町の魅力となるみぶブランド・歴史文化・産業のPRによる地域活力の創出等、まちづくり推進の拠点になる庁舎とします。

(6) 住民に開かれた議会活動の推進に資する庁舎

議会活動が町民に開かれ、円滑に活動が実施できるよう次の点に配慮した施設を検討します。

- ・審議、調査等が円滑に実施できる。
- ・本会議が容易に傍聴できる。
- ・こども議会や避難所等、他の目的にも有効活用できる。

(7) 環境に配慮した効率的・経済的な庁舎

新庁舎建設は、慎重な財政計画のもとで補助金や交付税措置等の有利な財源を活用し、建設コストを十分に検討しながら進めていく必要があります。また、組織改編等に対しても、柔軟に対応できるような効率的なスペースの確保など、長期的な維持管理費の低減、省エネルギー対策に配慮した庁舎とします。

5 庁舎の規模の想定

(1) 庁舎の床面積

今回の構想では庁舎の規模を想定するにあたり、新庁舎に入居を予定される職員数については、平成30年4月現在の本庁勤務の常勤・非常勤職員及び臨時職員等全ての人数となる221人と想定いたしました。この職員数により、総床面積の基礎となる数値を別紙算出表により2種類の方法から算出し、現庁舎の床面積と比較検討しました。

【表-4】必要床面積の算出結果

(単位 : m²)

算出基準 種別	①現本庁舎の 床面積	②国交省新営庁 舎面積算定基準	③役場機能緊急保全事 業における標準面積 (35.3m ² /人)
事務室	1,393.1	2,029.2	
付属施設等	1,903.6	2,909.0	
玄関等交通部分	723.9	1,975.3	
議場等	420.5	560.0	
合 計	4,441.1	7,473.4	7,801.0

算出結果の比較検討により、事務室など全体的に床面積が不足しており、更に倉庫などの付属施設も不足していることから、執務室内への文書用ロッカー設置が余儀なくされ、狭隘化が生じている状況が数値で認識できます。また、玄関等交通部分の面積も大きく不足しており、車椅子の通行が難しいだけでなく、歩行者がすれ違いできない箇所も見受けられる状況です。

以上のことから、新庁舎の述べ床面積については7,801m²を基準と想定し、基本設計において各課局や会議室などの効率的な配置を詳細に検討しながら、決定することとします。

【写真】狭隘化の状況



(2) 駐車場等の面積

第一に来庁者の駐車場不足を生じないよう別紙算出表により算出した結果、来庁者用176台、障害者用4台(普通乗用車換算で6台分)、公用車用30台、議員用16台、町有バス2台分(普通乗用車換算で6台分)及び駐輪場40台程度とし、以下のとおり必要駐車場面積の算定を行いました。

○駐車場等面積の算定

駐車場 234台(普通乗用車換算)×30m²/台(共通通路部分含む)=7,020m²

駐輪場 40台×2m²/台(共通通路部分含む)=80m²

建築設計で駐車場計画を行うとき、最小で1台当たり2.5m(幅)×5.0m(奥行)となりますが、各車両基準に対して、幅についてはプラス0.8m、奥行についてはプラス0.3mが一般的となつておらず、これにより算出される1台当たりの面積は17.49m²となります。

この数字に、共有通路部分を含め、更に安心して利用できるよう余裕を持たせることも必要であると考え、他市町においても採用されている、1台当たりの面積を30m²として計画します。

よって駐車場等の必要面積は、約7,100m²程度と見込まれました。

(3) 敷地面積

新庁舎の敷地は、効率的な施設の配置を考えたうえで必要最低限とすることが基本ですが、防災や災害発生時の対策拠点やイベント等で臨時に使用できる部分の確保についても非常に重要なことです。

これらを踏まえますと敷地面積は、現本庁舎の敷地面積8,408m²に対し、17,200m²程度が想定されます。

【表-5】必要敷地面積の算出結果

区分	内 容	面積 (m ²)
庁舎の建築面積	想定の床面積から階層を3階と想定 7801m ² /3階	2,600
車庫	現在と同程度	300
駐車場	234台分(公用車を含む。)	7,100
緑地・広場	災害対策拠点、防災ヘリ離着陸・緑地・多目的広場を兼ねる	7,200
合 計		17,200

6 建設費用の想定及び財源等

新庁舎を建設するに当たって必要となる費用と財源については、次のように想定しています。なお、建設費は基本計画にて積算するため、概算とさせていただきます。

(1)建設費用(概算)

新庁舎の建設に要する経費については、庁舎本体の建築工事費で約33億円と想定しています。この金額は、他市町の事例を参考に単位面積当たりの建築費を算出し、想定床面積に乗じて得たものです。

【表－6】県内他市町の庁舎建築工事費の平均および建築工事費概算

市町名	下野市	那珂川町	大田原市	日光市	佐野市
建築費	4,435,560,000円	1,803,751,200円	4,553,853,480円	5,101,380,000円	7,174,536,000円
延床面積	11,191 m ²	3,824 m ²	10,603 m ²	10,475 m ²	20,404 m ²
単位当建築費 (円/m ²)	396,334	471,698	429,488	487,022	351,626
平均	427,234 (千円/m ²) ≈			430,000 (円/m ²)	
庁舎建築工事費概算 430,000円 × 7,801m² = 3,354,430,000 ≈ 33億円					

また庁舎本体の建築工事費に加えて、設計費や備品購入費なども必要になります。このほかにも、新庁舎への移転にかかる費用などが想定されます。

【表－7】新庁舎建設に係る事業費(概算)

区分	概算事業費 (百万円)
建築費（工事全般）	3,300
設計費（基本・実施設計、工事監理等）	100
備品購入費（事務備品）	100
合 計	3,500

以上のとおり新庁舎の建設には多額の費用がかかることから、今後基本計画や基本設計・実施設計を策定していくにあたっては、詳細に積算していくことが必要となります。

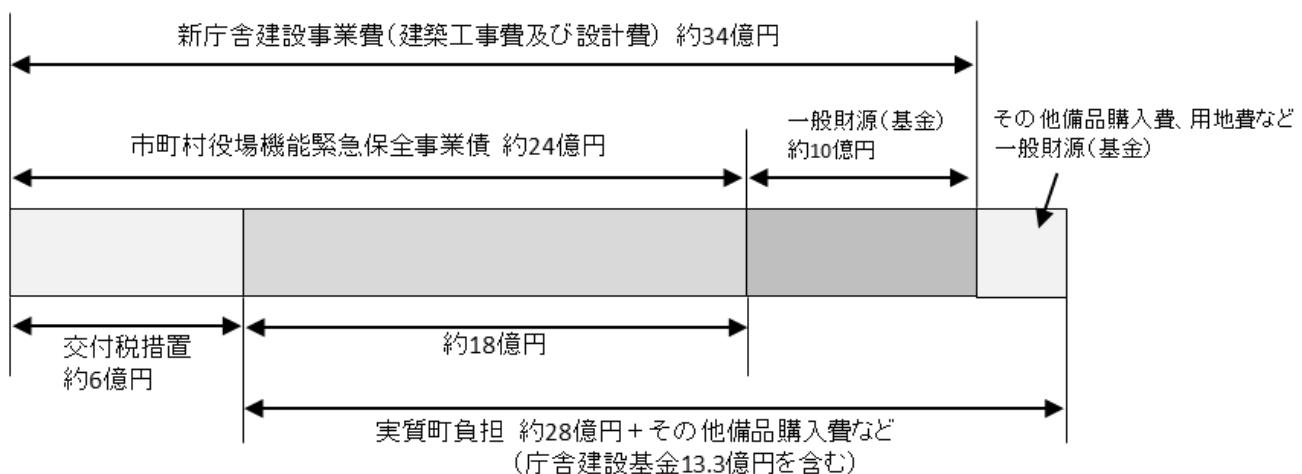
(2) 財源

新庁舎建設事業の財源は、庁舎建設基金(平成28年度末現在で13億3千万円)を活用するとともに、「市町村役場機能緊急保全事業」の活用を検討しています。この市町村役場機能緊急保全事業は、平成28年に発生した熊本地震を受けて、庁舎の耐震化が未実施の市町においては災害発生時に業務継続に支障が生じる恐れがあることから、これらの庁舎の建て替えを緊急に実施できるよう平成29年度に創設された事業です。

新庁舎建設に関わる事業費を概算に基づき約34億円(建築工事費及び設計費)と想定した場合、市町村役場機能緊急保全事業を活用した際の費用負担イメージは以下のようになります。

またその他の補助事業についても導入を検討し、財政負担の軽減を図ります。

【図-3】 事業費を約34億円(建築工事費及び設計費)と想定した場合の費用負担イメージ



7 新庁舎の位置

(1) 庁内検討組織及び壬生町庁舎建設委員会における検討について

新庁舎建設地の決定は、周辺地域の影響も多大であるため、慎重な検討を要しますし、庁舎の位置につきましては、地方自治法第4条「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適當な考慮を払わなければならない」の規定に基づき選定作業を行いました。

なお検討にあたっては、災害の発生に備えるためには早急に整備に取り掛かる必要があることや、「市町村役場機能緊急保全事業」が平成32年度までの事業を対象としていることなどから、土地の買収等を要しない町有地をリストアップし検討を行いました。

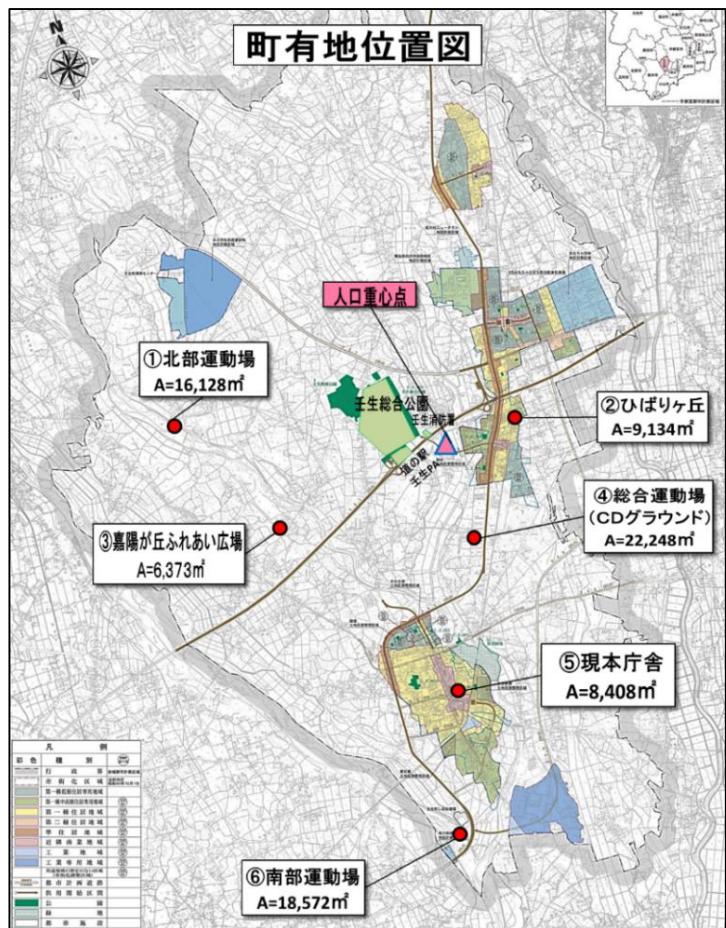
このうち現在地以上の敷地面積を確保できる町有地は、現在地も含め5ヶ所となります。ただし、職員駐車場の必要面積は含んでいません。

【表－8】大規模町有地一覧

名 称	面積(m ²)
総合運動場CDグラウンド	22,248
南部運動場	18,572
北部運動場	16,128
ひばりヶ丘町有地	9,134
現本庁舎	8,408
嘉陽が丘ふれあい広場	6,373
想定必要面積	17,200

※面積の大きい順で表示しています。

【図－4】町有地位置図



この6ヶ所の候補地について、壬生町庁舎建設委員会及び庁内組織において比較検討を行いました。【表－9】

その結果、特に④総合運動場(CDグラウンド)についての評価が高い結果となりましたが、⑤現本庁舎についても、歴史的・文化的な蓄積があることや、移転することになった場合の周辺市街地への影響についても考慮するべきであるといった意見があったことから、④総合運動場(CDグラウンド)と⑤現本庁舎の2ヶ所に絞ってより詳細な検討を行いました。【表－10】

その結果、⑤現本庁舎については特に防災拠点性の面で難があるという点についての指摘が多く、やはり総合的に見ると④総合運動場(CDグラウンド)が優れているという意見が多い結果となりました。

ただし、④総合運動場(CDグラウンド)を推す委員からも以下のような意見が多く出たことから、これらを付帯意見として付した上で、壬生町庁舎建設委員会としての最有力候補地は「総合運動場 CDグラウンド」と示されました。

【付帯意見】

- ①庁舎の移転が壬生市街地の衰退を招かないよう、庁舎跡地を活用した活性化策を検討すること
- ②CDグラウンドの利用者に対して不便をかけることが無いように対応すること
- ③自動車利用困難者においても庁舎へのアクセス性が確保できるよう交通体系を検討すること

(2) 壬生町議会庁舎建設特別委員会における検討について

庁内検討組織及び庁舎建設委員会から示された新庁舎の位置について、議会庁舎建設特別委員会においても慎重に審議を行った結果、議会としての考え方を取りまとめ提言書として町へ示されました。

(3) 新庁舎の建設位置について

庁内検討組織、庁舎建設委員会、議会庁舎建設特別委員会における審議結果を踏まえ、新庁舎の建設位置については「総合運動場(CD グラウンド)」と決定することとしました。

ただし、総合運動場(CD グラウンド)へ移転するに当たっては、庁舎建設委員会から示された付帯意見及び議会からの提言書の内容について対応を十分に検討しながら進めていくこととし、庁舎の移転に伴う課題についても解消に取り組んでいくこととします。

【表－9】新庁舎建設候補地比較表

新庁舎建設候補地 比較表

	町有地名	①北部運動場	②ひばりが丘 町有地	③嘉陽ヶ丘 ふれあい広場	④総合運動場 (CDケーランド)	⑤現本庁舎	⑥南部運動場
面積		16,128m ²	9,134m ²	6,373m ²	22,248m ²	13,281m ²	18,572m ²
①利便性	人口重心点からの直線距離【人口分布の目安】	約3.7km	約1.0km	約2.5km	約1.4km	約3.2km	約5.2km
	主要幹線道路等の接道	面していない	面していない	面している (2車線)	面している (4車線)	面していない	面している (4車線)
	高速道路 壬生インターからの距離	約5.4km	約1.9km	約4.1km	約2.8km	約4.8km	約7.7km
	最寄駅からの直線距離 駐車場スペースの確保	約4.5km (国谷駅から)	約0.4km (国谷駅から)	約3.2km (国谷駅から)	約1.2km (国谷駅から)	約0.5km (壬生駅から)	約1.6km (壬生駅から)
周辺の公共的な施設		黒川の里ふれあい プール・農業集落 排水施設黒川東部 地区処理施設	町営住宅(4棟)・ 児童館	宿泊研修施設	保健福祉センター 体育館・武道館 シルバーワークブ ラザ 民間ゴルフ 場	防災センター・と おりまち保育園・ 城址公園・壬生中央 公民館・東雲公園	クリーンセンター
②防災拠点性	洪水等自然災害への安全性	河川(黒川)に隣接	河川とは一定の距離あり	河川(黒川)に隣接	河川とは一定の距離あり	河川(黒川)に隣接	河川(思川)に隣接
	災害時の陸上アクセス	可能であるが、主 要幹線道路に面し ていない	主要幹線道路に面し ていない。幹線道路 との接続は線路で分 断	可能 (2車線)	可能 (4車線)	可能であるが、主 要幹線道路に面し ていない	可能 (4車線)
	陸路以外(防災ヘリ等) の確保	可能	不可(土地が狭 小・周辺に住宅地 有)	不可(土地が狭 小)	可能	不可(土地が狭 小・周辺に住宅地 有)	可能
	関連拠点との距離	独協医大病院(災害 拠点病院)	約5.0km	約2.9km	約4.8km	約3.6km	約6.7km
③まちづくりの視点	どちぎわんばく公園 (広域災害対策活動拠 点)	約4.0km	約3.1km	約2.4km	約3.5km	約4.3km	約6.9km
	壬生消防署	約4.1km	約1.7km	約2.4km	約2.2km	約4.5km	約7.1km
④経済性	インフラ(上下水道等)整備の必要性	必要	不要	必要	必要	不要	必要
	周辺環境(日照・通風等)との調和	(特になし)	周辺住宅地への日 照が課題	(特になし)	(特になし)	周辺住宅地への日 照が課題	(特になし)
	地域特性 地区内における歴史・文化・自然環境等、特筆すべき要因	候補地の北部に、古墳群が立地する。 特にないが、近接地において「六美北部土地区域画整理事業」が計画されている。	周囲が平地林となっている	周辺には平地林が散在して位置的には、合併前の1町2村のほぼ中心。	城下町や日光西街道の宿場町として繁榮し、歴史・文化的資源も多く蓄積された地域である。	候補地の東部に吾妻古墳が立地する。	
④経済性	仮設庁舎の必要性	不要	不要	不要	不要	必要	不要
	移転に伴う経費の有無	有	有	有	有	有 (仮設庁舎への 移転分)	有
庁内検討組織での総合評価		町の西部に位置し、人口重心点からは遠い。 さらに町内の最寄駅からは最も遠いことから、利便性に大きな難がある。	人口重心点や最寄駅には近いが幹線道路からは線路で分断される。 土地も狭小であり、住宅地にも隣接することから、日照等建築上の制約を受ける。	人口重心点には近いが、候補地の中で最も狭小であることが、大きな難点となる。	人口重心点や最寄駅から近く、「①利便性」や「②防災拠点性」、「④経済性」など各項目の比較では、総体的にバランスの取れた箇所といえる。	歴史的・文化的蓄積があり、最寄駅からも近いが、防災拠点性に難がある。 仮に庁舎移転の場合には、現庁舎敷地を活用し、中心市街地活性化の拠点づくり等に活用できる。	町のほぼ南端に位置しており、人口重心点からは最も遠く、利便性に大きな難がある。

【表－10】新庁舎建設候補地詳細比較表

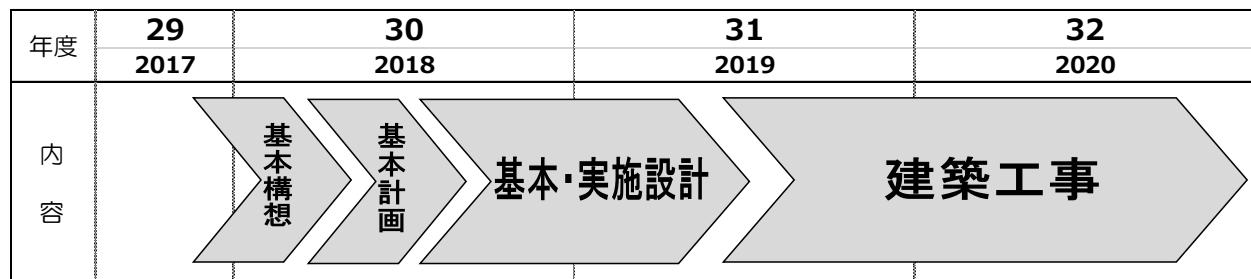
新庁舎建設候補地(2箇所) 詳細比較表

候補地	現本庁舎	総合運動場(CDグラウンド)
土地の利用状況	庁舎として利用されている。	壬生町総合運動場の運動広場として利用されている。
所在地	通町	壬生甲
面積ha	約 1.3 ha (本庁舎敷地約0.84ha、近隣の職員用駐車場約0.49ha)	約 2.2 ha
都計法上の位置づけ	市街化区域(近隣商業地域)	市街化調整区域(用途地域無指定)
利便性	庁舎へのアクセス性	○車でのアクセス性 ・人口重心点からの距離が約3.2kmと比較的遠い ・県道小山壬生線に接している(町道3-550号線にて約80m) ・壬生ICから車で11分 ○公共交通でのアクセス性 ・壬生駅から徒歩8分
	個別評価	○
	周辺の交通環境	・敷地が幹線道路である県道小山壬生線(2車線)に面していない。 ・県道小山壬生線からの主要なアクセス道路となる町道3-550号線は幅員14mで問題ないが、庁舎敷地西側に接して南北に走る町道3-184号線については幅員3.8m～6.6mで狭小な箇所が多く見通しが悪い。
	個別評価	△
	駐車場の確保	・敷地が狭小であるため、十分な駐車場台数の確保が難しい。
	個別評価	△
	周辺の公共施設	防災センター、とおりまち保育園、城址公園、壬生中央公民館、東雲公園
	個別評価	○
	利便性の評価	○
	災害時の拠点性	・敷地が狭小であり、災害時に関係者、車両、物資などを受け入れるスペースが不足する可能性が高い。 ・主要幹線道路に面していない ・人口重心点からの距離が約3.2kmと比較的遠い ・関連拠点からの距離が比較的遠い 獨協医科大学病院(災害拠点病院)から6.7km どちぎわんぱく公園(広域災害対策活動拠点)から4.3km 壬生消防署から4.5km
防災拠点性	個別評価	△
	自然災害に対する安全性	・ハザードマップにおいて浸水想定区域(水深0.5m～3.0m未満)である。
	個別評価	×
	防災拠点性の評価	×
まちづくりの視点	周辺環境との調和	・現在庁舎が立地している場所であることから、新たに交通量の増加や、騒音・振動等の環境悪化の懸念は低いが、建物の高層化を図る場合には周辺住宅地への日照の確保が課題となる。
	個別評価	○
	地域特性、歴史・文化・自然環境等、特筆すべき要因	・町総合振興計画及び町都市計画マスタープランにおいて、緑と文化の都市ゾーンに位置付けられた地域であり、城下町や日光西街道の宿場町として繁栄し、歴史・文化的資源も多く蓄積された地域である。 また、それらの歴史・文化的蓄積を背景に現庁舎や城址公園などの公共施設が集積している地域であり、これらの公共施設を核とした市街地の形成が図られてきた地域である。
	個別評価	○
	インフラ(上下水道等)整備の必要性	・既に整備済みである。
	個別評価	○
	まちづくりの視点の評価	○
	本庁舎の建築以外に係る経費	・仮設庁舎の建設費用(約5億円) ・仮設庁舎への移転と新庁舎への移転に係る費用(約1億円) (移転計画作成、施設養生、物品移転・設置などの費用を見込む)
	個別評価	△
	事業スケジュール	・仮設庁舎が必要となるため、その整備と移転に期間を要する。また、現庁舎の土地が狭小なため、仮設庁舎の建設位置などの調整には相当の期間を要することが見込まれる。
	個別評価	△
	経済性の評価	△
総合評価	総合評価	現在庁舎が立地している場所であり、また周辺には歴史的・文化的な施設が多数立地しているなど、これらの施設を核として市街地が形成されてきた地域であることから、まちづくりの視点からの評価は高い地区である。しかし、敷地が狭小であることや、浸水想定区域であることなど、主に防災拠点性の面で課題があるため、総合評価は「△」とした。 ただし、総合運動場へ移転する場合は、本庁舎跡地の活用を含めた既存市街地の活性化策やCDグラウンドの利用者に対する配慮、また自動車利用困難者についても庁舎へのアクセス性が確保できる交通体系の構築についても同時に取り組む必要がある。

8 事業スケジュール

本事業につきましては、市町村役場機能緊急保全事業が平成32年度までの事業を対象としていることから平成32年度の竣工を目指します。

【図－5】事業スケジュール



9 おわりに

本事業を推進するにあたり、庁舎建設委員会及び町議会議員の皆様やパブリックコメント等で町民の皆様からいただいたご意見については、今後、庁舎建設基本計画及び基本設計・実施設計にて検討し、町民の皆様にとって身近な施設となる事を目指してまいります。

【資料】

○壬生町庁舎建設委員会検討経過

学識経験者、各種団体等の代表者、公募による方、合計23名により構成する委員会により、新庁舎に求める機能や新庁舎の位置、基本構想に関する事項について下記のとおり検討を重ねてきました。

- 第1回 平成29年11月20日 庁舎現状について 問題点の洗い出し作業の開始について
- 第2回 平成29年12月25日 庁舎の規模、概算費用及び財源、新庁舎機能について
- 第3回 平成30年1月29日 庁舎の機能及び先進地視察報告について
- 第4回 平成30年2月21日 庁舎の機能及び先進地視察報告について
- 第5回 平成30年4月9日 新庁舎の位置及び先進地視察報告について
- 第6回 平成30年4月18日 新庁舎の位置について
- 第7回 平成30年5月14日 新庁舎建設基本構想について
- 第8回 平成30年5月28日 新庁舎建設基本構想について【答申書の提出】

○壬生町議会庁舎建設特別委員会検討経過

壬生町議会の全議員により構成する委員会により、庁舎建設委員会及び庁内検討組織において検討された内容について、下記のとおり審議を重ねてきました。

- 第1回 平成29年9月1日 委員長、副委員長の選任について 他
- 第2回 平成29年12月1日 第1回庁舎建設委員会における協議事項等について
- 第3回 平成30年3月8日 第2,3,4回庁舎建設委員会における協議事項等について
- 第4回 平成30年4月24日 新庁舎建設事業への取り組みに関する経過報告
- 第5回 平成30年5月15日 新庁舎建設基本構想について
- 平成30年5月17日 建設位置についての報告書提出
- 第6回 平成30年5月30日 新庁舎建設基本構想について【提言書の提出】

○壬生町庁舎建設整備庁内検討委員会検討経過

副町長、総務部長、民生部長、経済部長、建設部長、教育次長、会計管理者及び議会事務局長で構成する委員会により、新庁舎建設に係る事項について下記のとおり検討を重ねてきました。

- 第1回 平成29年6月21日 庁舎現状について 問題点の洗い出し作業の開始について
- 第2回 平成29年11月14日 基本構想案の検討、庁舎建設委員会の構成委員について
- 第3回 平成29年12月12日 庁舎の規模、概算費用及び財源、新庁舎機能について
- 第4回 平成30年1月13日 庁舎の機能及び先進地視察報告について
- 第5回 平成30年1月25日 庁舎の機能及び先進地視察報告について
- 第6回 平成30年4月5日 庁舎の位置及び先進地視察報告について
- 第7回 平成30年4月13日 庁舎の位置について
- 第8回 平成30年5月9日 新庁舎建設基本構想について

○新庁舎における必要床面積算出表

1 国交省新営一般庁舎面積算出基準によるもの

○床面積算出(2. 地方大官庁(局)地方ブロック単位を使用)

部課局名等	町長	副町長 教育長	部長	課局長	主幹	補佐	係長	一般職 等	合 計
職階級別の人數(A) (平成30年4月時点)	1	2	6	19	27	31	10	125	221
必要面積換算率(B)	18.0	18.0	9.0	5.0	5.0	2.5	1.8	1.0	
換算後職員数(A)*(B)	18	36	54	95	135	78	18	125	559
①事務室面積	3.3m ² ×	換算職員数=			1,845	×1.1			2,029.17
②会議室	4.0m ² /10人×	換算職員数			224	×1.1			245.96
③倉庫	①事務室面積の13.0%								263.79
④電話交換室	休憩室・付属室を含む								40.00
⑤受付	最小値		6.50						6.50
⑥便所・洗面所	0.32m ² ×	職員数							69.44
⑦湯沸し室	標準最大								13.00
⑧医務室	200≥職員数>250								65.00
⑨売店	0.085m ² ×	職員数							18.45
⑩食堂/喫茶室	200≥職員数>250								97.00
⑪機械室(冷暖房)									436.00
⑫電気室									78.00
⑬自家発電機室									29.00
⑭固有業務施設	業務支援機能、窓口機能、防災機能、市民交流スペース、文書保管機能、車庫、福利厚生機能等として職員1人当たり7m ² として面積を算定				7m ² × 221人 =				1,547.00
					②～⑭付属施設等	小計			2,909.14
⑮交通部分	①～⑭の合計面積		4,938.31	m ² ×0.4 =					1,975.32
⑯議会関係諸室	本算出方法では該当が無いため、総務省基準に準じる。	35.00	m ² ×	議員数			16		560.00
								合 計	7,473.6 m ²

2 市町村役場機能緊急保全事業における算出基準によるもの

○職員1人当たり標準面積による算出

$$A = 35.3 \text{ m}^2 \times 221 \text{ 人} = 7,801 \text{ m}^2$$

(本庁舎入居者数)

○新庁舎における必要駐車場台数算出表

諸条件	人口	39,703人 (平成29年11月末現在)				
	来庁者割合	窓口 0.90% ※「市・区・町・役所の窓口事務施設の調査」より				
		窓口以外 0.60%				
	車での来庁割合	90% (推定値)				
	集中率	30% ※「最大滞留量の近似的計算方法」より				
	窓口部門の平均滞留時間	30分と仮定する				
	窓口部門以外の平均滞留時間	120分と仮定する				
算出	1日当たりの来庁台数=壬生町人口×来庁者割合×車での来庁割合					
	窓口来庁台数	39,703人 × 0.90% × 90% ≈	322台/日			
	窓口以外来庁台数	39,703人 × 0.60% × 90% ≈	214台/日			
	必要駐車台数=最大滞留量(台/日)=1日当たりの来庁台数×集中率×平均滞留時間					
	必要駐車台数(窓口)	322台/日 × 30% × 0.5時間 ≈	48台/日			
	必要駐車台数(窓口以外)	214台/日 × 30% × 2時間 ≈	128台/日			
	合計 176台/日					
	障害者用駐車場	176台 × 1/50 = 3.52台(以上)				
	(バリアフリー法施行令第17条の規定による車いす使用者駐車場の設置基準)					
	対象	台数	普通乗用車換算台数	普通乗用車換算合計		
	来庁者	176台	176台	234台		
	障害者用	4台	6台			
	議員用	16台	16台			
	公用車用	30台	30台			
	バス用	2台	6台			
※ 普通乗用車5.3m×3.3m=17.5m ² 障害者用5.3m×4.5m=23.9m ² バス13.0m×3.3m標準マス=42.9m ²						
その他	以上の算定結果に加えて、駐車幅や車路幅についても、ゆとりをもたせた計画とします。					



平成 30 年 5 月 28 日

壬生町長 小菅 一弥 様

壬生町庁舎建設委員会
委員長 三橋 伸夫



答 申 書

平成 30 年 5 月 28 日付け壬府建第 9 号にて諮問のありました『壬生町新庁舎建設基本構想(案)』について、本委員会において慎重に審議した結果、承認することといたしましたので、答申いたします。

なお、審議の過程において提示されました下記の事項等には十分留意され、円滑な事業推進に努められるよう要望いたします。

記

1. 庁舎の移転が壬生市街地の衰退を招かぬよう跡地を活用した活性化策を検討すること
2. 総合運動場 CD グランドの利用者に対して、不便をかけることがないよう対応すること
3. 自動車等の利用困難者においても、庁舎へのアクセス性が確保できるよう交通体系を検討すること